

[事案 2020-77] 契約無効請求

・令和2年11月18日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-76] の子である。

<事案の概要>

募集人が保険料を負担することを約束して契約を締結したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に契約した医療定期保険を、平成28年8月に積立保険に転換し、平成30年8月に組立型保険（本契約）に転換し、令和元年7月に解約したが、本契約は、募集人が保険料を負担することを約束して契約を締結したので、契約転換を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人の主張を認め、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。